【別紙6】

世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例施行規則

平成26年 月 日

規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年3月世田谷区条例第10号 以下「条例」という。)に規定する世田谷区の行政財産又は普通財産の貸付料(以下「貸付料」という。)の算出並びに無償又は時価より低い貸付料(以下「無償貸付等」という。)の取り扱いについて基準を定め、運用の公正を期することを目的とする。

(貸付料の無償貸付等)

第2条 条例第4条に規定する無償貸付等の割合は別表の範囲内で区長が定める。 (準用)

第3条 貸付財産の減価要因及び工作物を設置させる場合の貸付料については、世田谷区 行政財産使用料条例施行規則(平成26年3月世田谷区規則第 号)第2条及び第4条 を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による無償又は時価よりも低い貸付料は、本施行日以後の貸付契約締結にかかる貸付料について適用し、それ以前に貸付契約を締結して行政財産又は普通財産を借り受けている者については、その貸付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。